

令和7年度広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る総合評価一般競争入札 審査基準

1 審査

審査は、庁内の関係者で構成する「広島県庁舎弁当販売業務総合評価一般競争入札評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別途設置し、当該委員会において行います。

2 評価項目及び配点

公告2「技術評価等資料」及び公告3「総合評価に関する事項」並びに資料4別紙「評価評価基準チェックシート」のとおりです。

3 評価方法

資料4別紙「評価評価基準チェックシート」に沿って、書類審査により行います。

(1) 書類審査

- ・本企画提案募集に参加する者（以下「提案者」という。）から提出された技術評価等資料に基づき書類審査を実施します。
- ・書類審査とあわせて、参加資格の確認を行います。
- ・審査は、別紙「評価基準チェックシート」により採点するものとします。
- ・審査の結果、最も高い評価値を得た者を落札者として決定します。
- ・審査項目に重大な欠落がある場合は、失格とします。

(2) 試食は行いません。